

身体拘束を行わない方針に関する宣言

熊谷生協病院は、「無差別平等の医療と介護」「人権の尊重と地域医療の発展」「平和と環境の擁護」という民医連・医療生協の理念のもと、患者さんの尊厳を守る医療を実践するため、身体拘束を行わないことを基本方針とし、ここに宣言します。

私たちは次のことを実践します

- ・患者さんの尊厳と人権を最優先します。
- ・身体拘束を行わないことを基本とし、安易に選択しません。
- ・患者さんの状態を多職種で評価し、身体拘束に代わるケアを実践します。
- ・医療安全と患者さんの尊厳の両立を目指します。
- ・やむを得ず身体拘束が必要となる場合は、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三原則に基づき、必要最小限の方法・期間とし、早期解除に努めます。
- ・全職員が継続的に学び、身体拘束最小化に努めます。
- ・患者さん、ご家族、地域とともに、人権を尊重した医療を実践します。

私たちの決意

私たちは、患者さんの命と安全を守るとともに、その人らしさと尊厳を大切にし、「いつでも、どこでも、だれでも安心してかけられる医療」の実現を目指します。

2026 年 7 月

医療生協さいたま 熊谷生協病院
病院長 宮岡啓介